

長期契約割引〔付帯契約型〕  
(選択約款)

—群馬地区—

2026年10月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

# 目 次

1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 付帯契約の締結および契約期間
6. 料金
7. 付帯契約の変更または解約
8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額
9. 債権譲渡の禁止
10. その他

付則

別表

## 1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「群馬地区他」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款(2026年度新版)(以下、「ガス基本約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

当社は、ガス基本約款または一般料金契約を変更した場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後のこの選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMSの送信、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、その他この選択約款に明示的に定められていないガス基本約款または一般料金契約の変更にかかる規定については、ガス基本約款の定めのとおりとします。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約に付帯して締結する契約(以下「ガス需給契約に付帯して締結する契約」を「付帯契約」といいます。)において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス需給契約(以下「需給契約」といいます。)をいいます。
- (2) 「契約年間最低使用量」とは、この選択約款にもとづく付帯契約で定める1年間の最低の使用予定量をいいます。
- (3) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

## 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として業務用多用途型ガスパッケージ契約にもとづく

契約を締結すること。

- (2) 原則として3年間以上継続して、主契約にもとづきガスを使用する需要であること。
- (3) 原則として3年以上の期間にわたって、この選択約款にもとづく付帯契約を締結すること。
- (4) この選択約款にもとづく付帯契約に定める契約年間最低使用量以上の契約年間使用量にて、主契約に定める契約を締結すること。

## 5. 付帯契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議の上、当社と付帯契約を締結していただきます。
- (2) この選択約款にもとづく付帯契約の締結は、原則として主契約の締結と同時に行うものいたします。
- (3) 契約期間は原則として3年間以上の1年間単位の期間といたします。
- (4) 契約年間最低使用量はこの選択約款にもとづく付帯契約の締結と同時に締結される主契約に定める契約年間使用量と同一といたします。
- (5) 当社は、ガス基本約款 8(2)の定めにかかわらず、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 複数の主契約についてこの選択約款の適用を行う場合は、個々の主契約ごとにこの選択約款にもとづく付帯契約を締結するものとし、複数の主契約に対して一括してこの選択約款にもとづく付帯契約の締結は行わないものいたします。

## 6. 料金

- (1) 当社は、各料金算定期間の料金を、主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額から、下記の規定にもとづき算定

した金額（以下「長期契約割引額」といいます。）を差し引いて算定いたします。

- ① 長期契約割引額は、主契約にもとづき算定した各料金算定期間の実績使用量に別表の料金表に定める長期契約割引単価を乗じて算定いたします。
- ② 長期契約割引額は小数点以下の端数処理は行わないものとしていたします。

(2) 当社は、割引額算定にあたって、消費税等相当額を次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{割引額に含まれる消費税等相当額} \\ & = \text{算定される割引額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

## 7. 付帯契約の変更または解約

- (1) お客さまがこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。なおこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、この選択約款にもとづく付帯契約による割引は行いません。
- (2) この選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3) 主契約が解約される場合、または契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。
- (4) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。
- (5) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社はこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。

## 8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額

当社は、付帯契約の解約が①または②の場合を除き、解約期日ま

での契約期間中の長期契約割引額の総額に 1.05 を乗じた金額を付帯契約中途解約精算額として算定し、これを解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

① 7(3)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合

② 7(4)の規定による解約の場合

## 9. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

## 10. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

**1.実施の期日**

この選択約款は2026年10月1日から実施いたします。

**2.新規受付停止**

この選択約款は2026年10月1日以降に開始する新規契約について受付を停止いたします。

(別表)

**料金表**

長期契約割引単価

使用量1立方メートルにつき	0.53 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	---------------------------

# MEMO